



## 全社協・地域福祉部 News File No.28

令和2年6月1日号  
社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
地域福祉部／全国ボランティア活動振興センター  
<https://www.zcwvc.net/>

### 今号のトピック

#### 未来の豊かな“つながり”アクション

- «ふれあい広場特別企画»メッセージ写真を集めて、大きな桜の木をつくる  
Inappy SAKURA PROJECT～みんなの HAPPY を集めて、桜を咲かせよう!～  
(長野県・伊那市社協)

#### 全社協からのお知らせ

- 地域福祉推進委員会第1回企画小委員会(令和2年5月29日)の開催
- 民間介護事業推進委員会「新型コロナウイルス感染症への対応に関する要望書(再要望)」(令和2年5月27日)
- 事務連絡「特別定額給付金にかかる日常生活自立支援事業の対応について」(令和2年5月20日)の発出
- 現況報告書に「地域における公益的な取組」の漏れのない記載をお願いします

#### 新型コロナウイルス関連

- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第11報)」(令和2年5月25日)

#### 制度・施策等の動向

- 令和2年度第2次補正予算案の閣議決定(令和2年5月27日)
- 首相官邸「第7回全世代型社会保障検討会議」(令和2年5月22日)の開催
- 厚生労働省「第3回「生活を守る」プロジェクトチーム」(令和2年5月28日)の開催
- 厚生労働省「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン(仮題)の基本的考え方」の公表(令和2年5月29日)

#### <配信先>

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部  
市区町村社会福祉協議会

#### «配信元»

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センター  
TEL:03-3581-4655/4656 E-mail [c-info@shakyo.or.jp](mailto:c-info@shakyo.or.jp)

## 未来の豊かな“つながり”アクション

◎ 新型コロナウィルス感染症状況下において、各社協で創意工夫のもと展開されている、“つながり”を維持する活動や、新たな“つながり”を創り出す活動を紹介します。

### «ふれあい広場特別企画»メッセージ写真を集めて、大きな桜の木をつくる Inappy SAKURA PROJECT～みんなの HAPPY を集めて、桜を咲かせよう!～ (長野県・伊那市社協)

伊那市社協では、地域住民等の「HAPPY」を集めて、桜を咲かせる「Inappy SAKURA PROJECT(イナッピーサクラプロジェクト)」をスタートしました。

毎年、「共に生きる福祉のまちづくり」を目的に、誰もが参加でき、ふれあい、交流することができる福祉のお祭り「ふれあい広場」を開催していましたが、今年度は新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止となりました。来年度のふれあい広場に思いをつなげたい、気持ちが少しでも明るくなるようにと考え、ふれあい広場特別企画として今回のプロジェクトを行っています。

伊那市は、色々な思いを抱きながら生活している皆さんによってつくりあげられています。それぞれの想いや感情を大切にし、尊重できることが「共に生きる福祉のまちづくり」の第一歩です。このプロジェクトは、自分や周りの日常の「幸せ」、「嬉しさ」に気づき、大切にしていくため、一人ひとりの想いを繋ぎ、大きな桜の木をつくります。「好き!」、「幸せ!」、「楽しい!」をキーワードに、言葉、ポーズなどで表現した写真を撮り、伊那市社協に送ります。送付方法は①社協に郵送、②メールで送付、③SNSに「#Inappy」をタグ付けしてアップ、があります。送られた写真を切って花びらにし、大きな桜の木にして、来年度のふれあい広場や市役所庁舎などに展示する予定です。

「伊那がHAPPYに、伊那からHAPPYを！」市内外問わず、多くのHAPPYをお待ちしています。



<https://tunagari-action.jp/>

## 全社協からのお知らせ

### 地域福祉推進委員会第1回企画小委員会(令和2年5月29日)の開催

令和2年5月29日、全社協・地域福祉推進委員会は、5月15日に開催した「第1回正副委員長会議」での検討内容を受けて、新型コロナウイルス状況下における社協活動の展開等について検討するために「第1回企画小委員会」をWEB会議(※)にて開催しました。

各委員より、新型コロナウイルス状況下における各社協の対応状況等について報告を行い、今後想定される課題等について、①緊急小口資金から総合支援資金への相談件数の急増への対応、②地域福祉活動の再開、③地域状況の実態把握、④介護サービス事業等の利用減、⑤社協会費の募集と実施時期、⑥福祉教育の代替方策等が挙げられました。

その上で、生活福祉資金の貸付業務等に追われる実情がある中でも、各社協が地域共生社会の実現に向けて、これから地域福祉や社協活動のあり方、社協が提供しているサービスの意味等をICT化を進めながら考える必要があることを共有しました。

加えて、各社協が新型コロナウイルス状況下においても創意工夫を凝らしながら展開している実践を情報共有していく必要があることを確認しました。

こうした認識を踏まえ、新型コロナウイルス状況下における社協活動の展開等について検討を行いました。

当座の対応として、まずは、全国各地で実践されている住民同士の“つながり”を維持するための活動方法や工夫等をWEBサイトを通じて紹介し、活動の後押しする「未来の豊かな“つながり”」ための全国アクション」を積極的に活用し、各社協で実践を横展開していくこととしました。

また、各社協が新型コロナウイルス状況下において地域福祉活動を再開していく上での基本的な考え方や展開方策、留意点等を示したガイドラインを作成することとしました。



今後、企画小委員会は、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえつつ、今後の社協活動の展開方策等について検討を行うため、月1回程度、定期的に開催する予定です。

(※) 全社協地域福祉部では、Google MeetのWEB会議システムを利用してWEB会議を実施しています(最大100名が参加できる「G Suite Basic」を契約)。会議の主催者(全社協地域福祉部)から受け取ったURLにアクセスすることで、参加者(委員)はGoogleアカウントなしでもWEB会議に参加することができます。会議資料は、主催者が画面共有機能を使用して、参加者全員と画面上で共有しています(別途、会議資料は、会議開始前までに参加者にメールでPDFデータを送付しています)。

## 民間介護事業推進委員会「新型コロナウイルス感染症への対応に関する要望書(再要望)」 (令和2年5月27日)

令和2年5月27日、全社協・地域福祉推進委員会が構成団体の1つである民間介護事業推進委員会(※)は、5月15日に開催した地域福祉推進委員会正副委員長会議での検討内容等を反映させた「新型コロナウイルス感染症への対応に関する要望書(再要望)」を厚生労働省老健局長に提出しました。

要望書では、主に、①介護従事者・利用者へのPCR検査の早期実施、②介護事業所への緊急助成、③感染防止を進めるためのガイドライン作成、④感染防止対策の指導のあり方、⑤介護従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別への対応等を要望しています。

また、この要望書は、6月1日に開催された「第177回社会保障審議会介護保険給付費分科会」においても提出されました。

### 「新型コロナウイルス感染症への対応に関する要望書(再要望)」(令和2年5月27日)の主な内容

#### 1. 前回提出した「新型コロナウイルス感染症への対応に関する要望書」(令和2年4月10日付)の再度のお願い

- 民間介護事業者への金融支援策の手続き簡素化及び周知の徹底について
- 衛生用品(マスク、アルコール消毒液、使い捨てエプロン等)調達支援について
- 訪問介護等の特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の取得要件緩和について
- 厚生労働省事務連絡の再周知と運用の徹底について
- サービス提供にあたっての応諾義務違反について

#### 2. 介護現場における介護従事者及び利用者へのPCR検査の早期実施について

#### 3. 「介護崩壊」を回避するため、介護事業所への経営支援策としての緊急助成について

#### 4. 介護現場における施設・事業所内感染を徹底的に防止するための取組をさらに進めるためのガイドライン作成に向けた支援策について

#### 5. 感染防止対策の指導の要請及び衛生用品の調達が厳しい状況下での感染防止対策の指導の在り方について

#### 6. 介護分野の現場従事者に対する誤解や偏見に基づく差別への対応について

#### (※) 民間介護事業推進委員会とは

民間の主体性に基づいた活動として、民間介護事業の関係中央団体が介護保険制度下での事業運営の適正化及び質の向上を支援する方策等について、意見を集約し、関係方面への働きかけを行い、もって介護事業全体の発展に寄与することを目的とした活動を行うための「民間介護事業推進委員会」を設置している。

#### (構成団体)

- 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会
- JA高齢者福祉ネットワーク
- 一般社団法人 日本在宅介護協会
- 日本生活協同組合連合会
- 一般社団法人「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会
- 特定非営利活動法人 市民福祉団体全国協議会
- 一般社団法人 シルバーサービス振興会

## 全社協地域福祉部「特別定額給付金にかかる日常生活自立支援事業の対応について」(令和2年5月20日)の発出

令和2年5月20日、全社協地域福祉部は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた経済施策の一つである特別定額給付金の申請にかかる日常生活自立支援事業の対応について考え方を整理した、事務連絡「特別定額給付金にかかる日常生活自立支援事業の対応について」を発出しました。

### 事務連絡「特別定額給付金にかかる日常生活自立支援事業の対応について」 (全社協地域福祉部／令和2年5月20日)

#### 1. 基本的な考え方

- 日常生活自立支援事業は、判断能力が不十分な人に対し権利擁護の観点から福祉サービスの利用援助等を実施して、地域において自立した生活を送ることを支援する事業です。こうした意味において、特別定額給付金の申請等にかかる支援は本事業の支援内容に含まれるものと考えられます。
- 本事業の利用者は、基本的に判断能力を有している人であり、本人による申請手続き等について、情報提供や助言、必要な書類作成等の支援を行うことが想定されます。

#### 2. 支援にあたっての留意点

##### ① 署名について(郵送申請)

- 本人の状況により自筆署名ができない場合は、本人の意思確認を前提に代筆を行うことが考えられます。ただし、その場合には第三者(例えばケアマネジャーや他の福祉施設職員等)の立ち合い等により本人の意思に基づいて代筆した事の根拠を残す等の対応が必要です。(代筆理由、代筆者名、利用者と代筆者の関係を記録しておくなど)

##### ② オンライン申請について

- オンライン申請については、利用者が入力する際の支援や助言等を行うことが考えられますが、その際、利用者のマイナンバーについて、支援者がカードをコピーしたり手帳に控えたりすることがないよう注意してください。

##### ③ 代理申請・受給について

- 総務省のQ&Aによれば「親族等平素から世帯本人の身の周りの世話をしている者」が代理申請・受給を行うことが可能で、その場合には本人との関係を示す書類が必要とされています。
- 日常生活自立支援事業の利用者は基本的に判断能力を有している人であり、代理申請(社協が代理人になって申請・受給する)の必要性は低いと想定されますが、必要な場合には市町村とご相談ください。
- なお、成年後見人等は、代理人として申請・受給を行うことが可能で、その場合、登記事項証明書の写し等の提出があれば委任状は不要とされています。

##### ④ 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している方の申出の手続き

- 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している場合に、手続きによって、世帯主でなくても申請・受給が可能で、住民票所在市区町村ではなく、避難先自治体(居住市区町村)から支給することができます。詳細については総務省のサイトをご参照ください。

## 現況報告書に「地域における公益的な取組」の漏れのない記載をお願いします

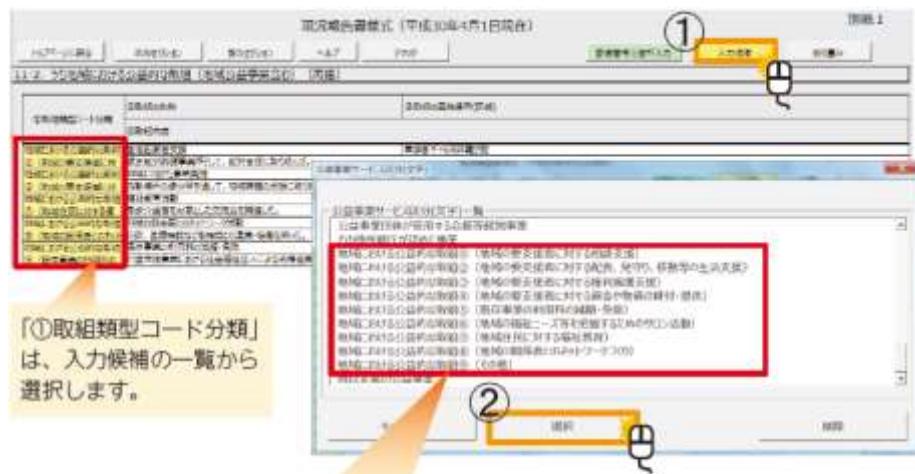
すべての社会福祉法人は、毎年6月末までに現況報告書等を所轄庁に提出しなければなりません(※)。

現況報告書等は、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」(独立行政法人福祉医療機構が運用)を使用して提出され、このシステム上で、すべての社会福祉法人の現況報告書等が公表されます。

現況報告書には、「地域における公益的な取組」を記載する欄があります。各社協としての取組内容を広く発信するために、地域生活課題に積極的に向き合い、地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制の確立に寄与していることを意識的に記載することが求められます。

現況報告書に記載がなければ、地域ニーズに応じたさまざまな取り組みを実施していても、社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取組」を実施していない社協として見られかねません。改めて各社協での取組内容を確認いただき、広く国民にアピールする観点から、意識的に取組内容を記載するようにしてください。

### 現況報告書の「地域における公益的な取組」の記入欄



#### <取組類型コード分類>

- 「地域における公益的な取組①(地域の要支援者に対する相談支援)」
- 「地域における公益的な取組②(地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援)」
- 「地域における公益的な取組③(地域の要支援者に対する権利擁護支援)」
- 「地域における公益的な取組④(地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供)」
- 「地域における公益的な取組⑤(既存事業の利用料の減額・免除)」
- 「地域における公益的な取組⑥(地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動)」
- 「地域における公益的な取組⑦(地域住民に対する福祉教育)」
- 「地域における公益的な取組⑧(地域の関係者とのネットワークづくり)」
- 「地域における公益的な取組⑨(その他)」

(※) 今般の新型コロナウィルス感染症のまん延状況を踏まえ、令和2年4月14日付の厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡「新型コロナウィルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて(その2)」では、現況報告書を含め社会福祉法人が作成しなければならない書類については、職員の出勤抑制等により、「現にやむを得ずこれらの作業に支障が生じている場合」には、支障がなくなり次第、できる限り速やかに履行することとされています。

なお、「現にやむを得ずこれらの作業に支障が生じている場合」の「支障」については、令和2年4月27日付で発出された同事務連絡に関するQ&Aにおいて、新型コロナウィルス感染症の全国的かつ急速なまん延の抑制を図る観点から、法人において執った措置であればよく、個別具体的な要件を設定しているものではありません。また、同事務連絡の適用にあたっては、所轄庁への事前協議等の手続きは必須とされていません。

## 新型コロナウイルス関連

### 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第11報)」(令和2年5月25日)

令和2年5月25日、厚生労働省は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第11報)」を発出しました。

今回の第11報では、訪問介護の2時間ルールや介護職員待遇改善加算等の実績報告書の提出期限等の臨時的な取り扱いが示されています。

#### 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第11報)【一部抜粋】

問1 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)第2の2(4)④において、「訪問介護は在宅の要介護者の生活パターンに合わせて提供されるべきであることから、単に1回の長時間の訪問介護を複数回に区分して行うことは適切ではない。したがって、前回提供した指定訪問介護からおおむね2時間未満の間隔で指定訪問介護が行われた場合には、それぞれの所要時間を合算するものとする。」とあるが、新型コロナウイルス感染症による影響により、利用者からの要望内容が多岐に渡るケースの増加や、通所系サービス事業所の休業又は利用者の通所系サービス等の利用控えなどから、訪問の頻度を増やす必要があることを理由に、サービスとサービスとの間隔がおおむね2時間未満となる場合、それぞれの所要時間を合算せず、報酬を算定する取扱いが可能か。

(答)

可能である。

なお、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」(令和2年2月24日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)別紙1の2により、通所サービスの事業所の職員による利用者の居宅への訪問によるサービス提供を行うことを可能としているが、当該訪問によるサービスからおおむね2時間未満の間隔で指定訪問介護、又は当該訪問によるサービスが行われた場合であっても、それぞれのサービスについて報酬を算定する。

問7 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第7報)」(令和2年4月9日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)問1で、新型コロナウイルス感染症への対応により、令和2年4月分の介護職員待遇改善加算又は特定待遇改善加算を取得しようとする介護サービス事業所等で、期限までの提出が難しい場合の取扱いが示されているが、5月、6月分について、新型コロナウイルス感染症への対応により期限までの提出が難しい場合も、これに準じた対応が可能か。

(答)

5月及び6月サービス提供分についても、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第7報)」問1に準じた取扱いが可能である。

問8 令和元年度に取得した介護職員待遇改善加算等について、令和元年度の実績報告書について、新型コロナウイルス感染症への対応により期限までの提出が難しい場合、どのような対応が可能か。

(答)

各事業年度における最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに、都道府県等に対して実績報告書を提出することとなっているが、新型コロナウイルス感染症への対応により提出が難しい場合は、提出期限を8月末まで延長することが可能である。

**厚生労働省** 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第11報)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000633615.pdf>

## 制度・施策等の動向

### 令和2年度第2次補正予算案の閣議決定（令和2年5月27日）

令和2年5月27日、政府は新型コロナウイルスの感染拡大に対応する令和2度第2次補正予算案を閣議決定しました。

一般会計の歳出総額は補正予算として過去最高の31兆9,114億円で、厚生労働省関係予算の総額は4兆9,733億円です。

地域福祉関係では、「個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施」(2,048億円)、「生活困窮者等への支援の強化(自立相談支援等の強化)」(60億円)、「住居を失うおそれのある困窮者への住居確保給付金の支給」(73億円)、「生活困窮者等の住まい対策の推進」(26億円)、「支援対象児童等見守り強化事業」(31億円)等が計上されています。

「個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施」は、引き続き、緊急の貸付を実施するために、第1次補正予算の359億円から大幅な積み増しにより2,048億円が計上されています。

「生活困窮者等への支援の強化(自立相談支援等の強化)」は、自立相談支援員の加配等による自立相談支援体制の強化や電話やSNS・メール等による遠隔相談のための設備への対応等を図るもので、実施主体は、福祉事務所設置自治体(補助率:国3/4)で、自立相談支援機関等へ直接支出または委託による補助がなされます。

「住居を失うおそれのある困窮者への住居確保給付金の支給」は、引き続き、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援するため、第1次補正予算の27億円から増額で73億円が計上されています。

「生活困窮者等の住まい対策の推進」は、生活困窮者等に対し、アパート等への入居支援や定着支援を行うものです。具体的には、相談者の物件ニーズの把握、安価な物件等の情報提供や、保証人や家賃債務保証業者探しの補助、アパート等入居後の訪問や電話等による見守り等です。実施主体は、都道府県、市、特別区及び福祉事務所を設置する町村(補助率:国3/4)で、社会福祉法人等の民間団体への委託・補助も可能とされています。

「支援対象児童等見守り強化事業」は、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等が、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制を強化するための経費を支援するものです。実施主体は、市町村(特別区含む)(補助率:国10/10定額)で、補助基準額は1か所あたり8,313千円です。

災害関係では、内閣府関係予算で、大規模災害に備えてパーティションや衛生用品等の関係物資を備蓄や感染症に配慮した避難所運営等に係るオンライン研修プログラムを緊急整備する「災害対応における感染症予防対策」(1.6億円)が計上されています。

介護関係では、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の対象に介護・福祉分野を新たに追加、「介護・障害福祉分野における感染拡大防止等への支援」(3.3億円)が計上されています。

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」は、介護・福祉分野を追加し、感染症対策を徹底した介護・福祉サービス等の提供をするために必要な経費、介護・障害福祉事業所に勤務し利用者と接する職員への慰労金の支給、介護・障害福祉サービス利用の再開支援等の取組(6,091億円)を支援するものです。この交付金は、第1次補正予算を含め、全額国庫負担とされています。

「介護・障害福祉分野における感染拡大防止等への支援」は、事業所等の職員が医療的見地

からの相談を受けられる窓口の設置や感染対策マニュアルの作成及び感染症対策の専門家による実地指導や研修、業務継続計画(BCP)の作成支援、職員のメンタルヘルス支援等を行うものです。

なお、今回の第2次補正予算案に向けて、全社協・地域福祉推進委員会では、正副委員長会議での検討内容等を踏まえ、全社協政策委員会を通じて、①相談支援体制の拡充、②福祉活動指導員および福祉活動専門員を増員するための財政措置、③緊急小口資金特例貸付の貸付原資および事務費を積み増し、④緊急小口資金特例貸付への支援強化、⑤風評被害への対応を要望してきました。

また、介護サービス事業に関しては、地域福祉推進委員会が構成団体の1つである民間介護事業推進委員会を通じて、①介護従事者・利用者へのPCR検査の早期実施、②介護事業所への緊急助成、③感染防止を進めるためのガイドライン作成、④感染防止対策の指導のあり方、⑤介護従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別への対応等を要望してきました。

今回の第2次補正予算において、地域福祉推進委員会の要望が一定反映されました。

### 新型コロナウイルス感染症対策関係 令和2年度 厚生労働省第二次補正予算案のポイント

令和2年5月27日

- 新型コロナウイルスとの長期戦が見込まれる中、国民のいのち、雇用、生活を守るために、第一次補正予算等で措置した対策と相まって、「感染拡大の抑え込み」と「社会経済活動の回復」の両立を目指すための対策を強化する。
- 追加額 4兆9,733億円（うち一般会計 3兆8,507億円、労働保険特別会計 1兆4,446億円）※一般会計から労働保険特会への繰入があるため、3,220億円が重複する。

#### 1. 検査体制の充実、感染拡大防止とワクチン・治療薬の開発

- (1) PCR等の検査体制のさらなる強化
  - 地域外車・検査センターの設置とPCR・抗原検査の実施【366億円】
    - 地域外車・検査センターの業務委託等を支援し、検査体制を強化
    - 行政検査としてPCR・抗原検査を実施
  - 検査試薬・検査キットの確保【179億円】
    - PCR検査試薬、抗原検査キットの買上げ
  - 抗体検査による感染の早期把握【14億円】
    - ウィルスの抗体保有状況等を把握するための疫学調査を拡大
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る情報システムの整備
  - 感染拡大防止システムの拡充・運用等【13億円】
    - 感染者等の情報を把握・管理するシステム(HER-SYS)の機能拡充
  - 新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システムの拡充【29億円】
    - 医療機関から患者の受け入れ状況や医療機器の稼働状況等の情報を迅速に収集するシステム(G-MIS)について、調査対象医療機関の拡大、情報収集項目の追加
- (3) ワクチン・治療薬の開発と早期実用化等
  - ワクチン・治療薬の開発等【600億円】
    - ワクチン・治療薬等の開発資金の補助
  - ワクチンの早期実用化のための体制整備【1,455億円】
    - ワクチン開発と並行して生産体制の整備、シリシング・注射針の買上げ・備蓄等

#### 3. 雇用調整助成金の抜本的拡充をはじめとする生活支援

- (1) 雇用を守るための支援
  - 雇用調整助成金の抜本的拡充【7,717億円】
    - 雇用調整助成金の日額上限を8,330円から15,000円に特例的に引き上げ、緊急対応期間を9月まで延長
  - 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（概称）の創設【5,442億円】
    - 休業期間中の賃金の支払いを受けることができなかつた中小企業の労働者に対し、当該労働者の申請により、支援金を支給
  - 失業等給付費の確保【2,441億円】
    - 雇用実情変動に応対するため、失業等給付費を確保
  - 就職支援の強化等【34億円】
    - ハローワークの就職支援ナビゲーターを拡充し、担当者制による就職支援の強化
  - 外国人労働者による相談支援体制等の強化【2.5億円】
    - 雇用等に係る情報の多言語による発信強化
  - 小学校等の臨時休業等に伴う特別休暇取扱制度への支援【50億円】
    - 新型コロナウイルスに係る母性健康管理措置により休業する妊婦のための助成制度の創設【90億円】

#### 2. ウィルスとの長距離戦を戦い抜くための医療・福祉の提供体制の確保

- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の抜本的拡充（国庫負担10/10）【2兆2,370億円】
  - 医療提供体制の整備等について、新たにメニューを追加
    - 重点医療機関への支援、医療従事者等への慰労金の支給、歎息・高齢期・小児医療機関の院内感染防止対策、医療機関・薬局等の感染拡大防止等のための支援、等
  - 介護・福祉分野の支援についても、新たに対象に追加
    - 感染症対策を徹底したサービス等の提供をするために必要な経費、介護・障害福祉事業所の職員への慰労金の支給、サービス利用の再開支援 等
- 医療・福祉事業者への資金繰り支援の拡充【365億円】
  - （独）福祉医療機構による無利子・無担保等の危機対応融資の拡充
  - 融資までの対策としての診療報酬等の一部の賦課前払いに必要な借入料等の補助
- 医療用物資の確保・医療機器等への配布等【4,379億円】
  - マジカルマスク、N95マスク、ガウン、フェイスシールド、手袋といった個人防護具等を買い上げ、必要な医療機関等に優先配布、必要に応じて備蓄
- 薬局における薬価交付支援事業【11億円】
- 介護・障害福祉分野における感染拡大防止等への支援【3.3億円】
  - 事業所職員が医療的見地からの相談を受けられる窓口の設置、専門家による実地指導等
- 就労系障害福祉サービスの活性化等福祉サービス提供体制の確保【22億円】
  - 生産活動が停滞し減収となっている就労継続支援事業所の再起を支援
- 医療的ケア児童への衛生用品等の優先配布【9.4億円】
  - 上記取組にあわせて、診療報酬において、重症・中等症患者の診療や医療従事者の感染リスクを伴う診療等に係る特別的な評価を行つ

### 厚生労働省 令和2年度厚生労働省第二次補正予算案の概要

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/20hosei/02index.html>

### 内閣府 令和2年度第2次補正予算(案)の概要

[https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/r02/yosan\\_r2\\_hosei\\_2.pdf](https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/r02/yosan_r2_hosei_2.pdf)

### 財務省 令和2年度補正予算(第2号)

[https://www.mof.go.jp/budget/budget\\_workflow/budget/fy2020/hosei0527.html](https://www.mof.go.jp/budget/budget_workflow/budget/fy2020/hosei0527.html)

## 首相官邸「第7回全世代型社会保障検討会議」(令和2年5月22日)の開催

令和5月22日、第7回全世代型社会保障検討会議が開催され、①フリーランスの調査結果と政策の方向性、②新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた社会保障の新たな課題について検討が行われました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた社会保障の新たな課題では、通いの場に通うことができない高齢者への訪問型の支援や電話・SNSを活用した悩み相談等による相談体制の強化やこころのケアの充実、子ども食堂・子どもへの宅食などを活用した子どもの見守り体制の強化等の論点が示されました。

### 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた社会保障の新たな課題」の論点 (第7回全世代型社会保障検討会議／令和2年5月22日)

- 高齢者の「通いの場」の閉鎖等により、高齢者の外出・運動や社会的交流の機会が減少していることを踏まえ、屋外におけるプログラムや、通いの場に通うことができない高齢者への訪問型の支援など、感染防止に配慮した支援の提供を進めるべきではないか。
- 感染リスクがある中で、医療、介護、障害等の分野で働く方が安全に就労できるよう、マスクや消毒液等の衛生用品の確保や換気設備の設置等を支援すべきではないか。
- 感染リスクを恐れて、病院・診療所や介護事業所等において利用を控える動きがあることを踏まえ、オンライン診療やオンライン面会、運動アプリなどの非接触サービスの利用を促進するため、介護施設や医療機関等におけるタブレットやWifi等の導入支援を強化すべきではないか。
- 高齢者も、テレワークによって安全に働くことができるよう、事業主によるテレワーク設備の導入や研修等を支援すべきではないか。
- 感染症への対応の長期化に伴い、生活不安やストレスによる児童虐待、DVドメスティック・バイオレンス被害、自殺者の増加等が懸念されることを踏まえ、電話・SNSを活用した悩み相談等による相談体制の強化やこころのケアの充実、子ども食堂・子どもへの宅食などを活用した子どもの見守り体制の強化等を進めるべきではないか。
- 経済情勢の悪化に伴い、失業者の発生が懸念される中で、雇用調整助成金の拡充による雇用の維持やハローワークにおける就職支援、住居確保給付金等による住居・生活支援を強化すべきではないか。
- また、新卒者の就職活動への影響や内定取消し事案が懸念される中で、新卒応援ハローワークによる就職支援や内定取消しにあった学生への相談体制を強化すべきではないか。

会議での議論を踏まえ、安倍晋三内閣総理大臣から、「社会保障の新たな課題については、感染症の拡大に伴い、運動や社会的交流の機会が減少していることを踏まえ、屋外におけるプログラムの支援などを進めます。また、オンライン面会や運動アプリなどの非接触サービスの利用を促進するため、介護施設等におけるタブレットやWi-Fiの導入支援を進めます。さらに、高齢者のテレワーク支援とともに、子供の見守り体制の強化や、電話やSNSを活用した心の相談体制の強化など、セーフティネットとしての重要性が増加していることに留意して、社会保障改革の議論を進めていきます。」との発言がありました。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、7月に2回目の中間報告を行い、最終報告は年末に行うこととされました。

**首相官邸 第7回全世代型社会保障検討会議**

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/zensedai\\_gata\\_shakaihoshou/dai7/siryou.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/zensedai_gata_shakaihoshou/dai7/siryou.html)

## 厚生労働省「第3回「生活を守る」プロジェクトチーム」(令和2年5月28日)の開催

令和2年5月28日、厚生労働省は、第3回「生活を守る」プロジェクトチームを開催し、有識者ヒアリング結果が報告されるとともに、前回の検討内容等を踏まえ「生活を守る」ために緊急に取り組む事項が示されました。

### 「生活を守る」ために緊急に取り組む事項について (第3回「生活を守る」プロジェクトチーム／令和2年5月28日)

指摘	今般緊急に取り組む事項	これまでの主な対応
<b>生活困窮者の支援</b> ・生活困窮者の支援体制の強化 ・緊急小口資金等の申請の容易化 ・窓口体制の更なる強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活困窮者等の支援を強化するため、自立相談支援員の増員など人員体制の強化のほか、電話・メール・SNSの活用による相談対応など非対面を可能とする環境整備を支援する。</li> <li>○ 緊急小口資金の貸付をより迅速化するため、オンライン申請を可能とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 郵送申請の原則化申請窓口の拡大(社会福祉協議会に加え、労働金庫&lt;13ヶ所&gt;・日本郵政&lt;2,160ヶ所&gt;)</li> <li>○ YouTube上での制度の紹介や申込書の書き方等の解説</li> <li>○ 非課税世帯について償還免除となり得ることの周知</li> </ul>
<b>ひとり親</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 低所得のひとり親家庭について、子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金(児童扶養手当受給世帯等:5万円(第2子以降は1人につき3万円加算、収入が減少した場合は追加で5万円))を支給する。</li> <li>○ ひとり親家庭等の相談支援体制を強化するため、テレビ電話やSNSを活用した相談等の体制整備、各種支援施策の手続き等に関するコールセンターの設置、相談支援機関における感染防止措置の支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ひとり親家庭が活用可能な支援策の情報をまとめリーフレットを作成・周知し、きめ細やかな相談対応を実施</li> </ul>
<b>住まいの確保</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 休業・失業等に伴う収入減少により、住まいを失った方やそのおそれのある方に対し、住居確保給付金の支給に加え、新たに、民間団体等によるアパート等への入居支援や定着支援を行う。</li> <li>○ 社員寮に引き続き居住できるよう事業主に要請を行う。また、雇止め等にあっても、社員寮に引き続き居住できるよう定期借家契約に切り替えた場合には、住居確保給付金の支給対象となりえることを事業主や自治体に周知する。また、速やかに新たな住まいが確保できるよう、居住支援法人等と連携したアパート等への入居支援や定着支援を行う。</li> <li>○ 保護施設、無料低額宿泊所等の多床室の個室化のための改修を行うなど環境改善の支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住居確保給付金の支給対象の拡大(最長9ヶ月)</li> <li>○ 専らアルバイトにより、学費や生活費等を自ら賄っていた学生が、収入要件等を満たせば、住居確保給付金の対象となることを周知</li> <li>○ 借り上げホテルの単価見直し(7,000円→9,100円)</li> <li>○ 無料低額宿泊所等の新規入所者の原則個室利用の通知や感染予防のためのパーティションの設置などに対する補助を実施</li> </ul>
<b>子ども食堂・通いの場・地域の見守り</b> ・感染防止に配慮した支援 ・見守りが必要な方との新しいつながり創出に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもの見守り強化アクションプランの一環として、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等の取組への支援を行う。</li> <li>○ 感染防止に配慮しつつ、工夫して居場所づくり等を行う事例(屋外プログラムの実施、フードパンtryへの切り替え等)のHP掲載等を通じた横展開を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子ども食堂における感染拡大防止に向けた対応、活用可能な政府の施策及びこれを活用した柔軟な運営が可能であることを周知</li> <li>○ 共同募金による寄付金を活用した、感染症下での子どもの居場所づくり等への支援</li> <li>○ 高齢者が居宅で健康を維持するために、工夫して運動することや、対面せずに人と交流する方法等について、自治体の取組例とともに周知</li> <li>○ 高齢者向けのご当地体操動画を動画配信サイトで公開</li> </ul>
<b>児童虐待・DV</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童虐待やDVに関する相談や、児童養護施設退所者等の相談支援を強化するため、テレビ電話やSNSを活用した相談支援等の体制強化や相談支援機関における感染防止措置の支援を行う。</li> <li>○ 子どもの見守り強化アクションプランの一環として、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等の取組への支援を行う。 【再掲】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ SNS等を活用した児童虐待・DV相談窓口の設置の推進</li> </ul>

指摘	今般緊急に取り組む事項	これまでの主な対応
<b>心のケア</b> ・ 感染防止に配慮した相談 ・ 心のケアのための相談に有効なSNSの活用	○ 自殺防止など心のケアを強化するために、民間団体によるSNSを活用した相談、都道府県等による電話相談等の体制の更なる拡充を行っていくとともに、相談環境の整備のために、在宅でのリモート対応や相談ブースの隔離等の支援を行う。	○ 相談員の体制強化や電話回線数の増設 ○ SNSを活用した相談体制の整備
<b>学生への支援</b>	○ 内定を取り消されたり、アルバイト収入を失った学生を、労働局等において非常勤職員として、日本年金機構において有期雇用職員（特定業務契約職員）として、採用し、仕事の場を提供する。	○ アルバイト収入の減少により生活に困難を抱える学生も、緊急小口資金の貸付を受けることが可能であることを、窓口や大学等に周知
<b>外国人への支援</b>	○ 外国人労働者の相談支援体制を一層強化するため、離職時の手続き等の情報を、多言語でリーフレット、動画、HP等により分かりやすく周知する。あわせて、外国人労働者向けの窓口や電話相談の体制を充実する。 ○ 生活困窮者自立支援の窓口において、多言語対応のための機器購入、通訳配置等の支援を行う。	○ 外国人労働者や事業主向けに支援策の情報をまとめたリーフレットを14言語と「やさしい日本語」で作成し、厚生労働省HPやSNS等で発信。
<b>オンラインでの就職サポート</b>	○ 地域若者サポートステーションについてオンライン等で対人支援を行う者へのノウハウの普及、研修・調査研究等を行う。 ○ 都道府県等の公共職業能力開発施設についてオンラインにより職業訓練を受けられる環境を整備する。	○ 地域若者サポートステーションのオンラインによる相談の好事例の共有
<b>介護・福祉サービスの確保</b> ・ 感染防止に配慮したサービス提供 ・ 感染症等に対応する介護・福祉現場の支援の強化	○ 介護・福祉の現場において、感染防止対策の相談窓口の設置、感染症に係るマニュアルの作成や研修の実施、マスクや消毒液等の備蓄支援など感染症対策を徹底しつつ、ケアマネジャー等によるサービス利用休止中の方への利用再開支援を行う。 ○ 介護・障害福祉事業所に勤務し、利用者と接する職員への慰労金を支給する。 ○ 濃厚接触者等の子どもの対応について、一時保護所や児童養護施設等と医療機関との連携を図るため、看護師等の配置・派遣等を支援する。 ○ 介護労働者等に対するメンタルヘルス支援を強化するため、セルフケアのためのサポートガイドを作成するとともに、専門家による相談支援を実施する。 ○ 新型コロナウイルス感染症の影響により事業規模が縮小等となった介護・福祉施設に対する福祉医療機構による無利子・無担保の融資枠を拡大（無利子：3,000万円→6,000万円）する（休業等により減収となった入所施設については、無利子・無担保の融資枠を1億円まで拡大）。	○ マスクや消毒液等の確保 ○ 支援サービス類型別にケア等の実施に当たっての具体的な留意事項の周知 ○ 留意すべき感染防止策について動画配信サイトで公開 ○ 感染事例が生じた社会福祉施設等への応援職員の派遣・調整の支援 ○ 感染者が発生した事業所等に対する、サービス提供継続のための職員確保費用や消毒の費用などのかかりまし経費の助成

厚生労働省 第3回「生活を守る」プロジェクトチーム

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11526.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11526.html)

## 厚生労働省「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン(仮題)の基本的考え方」の公表(令和2年5月29日)

令和2年5月29日、厚生労働省は、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン(仮題)の基本的考え方」を公表しました。

この基本的考え方は、令和元年5月以降、最高裁判所、厚生労働省及び専門職団体（日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート及び公益社団法人日本社会福祉士会）をメンバーとするワーキング・グループにおいて、後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、意思決定支援の在り方についての指針の策定に向けた検討を進める中で、現時点での考え方を整理したものです。

基本的考え方では、ガイドラインの背景・趣旨・目的を、後見人を含め本人に関わる支援者らが常に、「意思決定の中心に本人を置く」という本人中心主義を実現するため、後見人等に就任した者が、意思決定支援を踏まえた後見事務等を適切に行うことができるよう、何が後見人等に求められているかの具体的なイメージを示すものとしています。

また、「後見人として意思決定支援を行う場面」を、施設への入所契約など本人の居所に関する重要な決定を行う場面等の「本人にとって重大な影響を与えるような法律行為及びそれに付随した事実行為」としています（ただし、その他の局面においても、意思決定支援が適切にされているかについて、後見人としてチェック機能を果たすことが求められます）。

厚生労働省では、この基本的考え方に関する意見を令和2年6月末までメールにて募集しています。

【意見提出先】[seinenkouken@mhlw.go.jp](mailto:seinenkouken@mhlw.go.jp)

※ タイトルに「基本的考え方について」と入力して送信。

また、中間検証報告書で「意思決定支援等に関する複数のガイドラインの関係や対象範囲等について、支援に携わる者が理解できるよう、分かりやすく整理して示すことが必要である」とされたことを踏まえ、参考資料として、「意思決定支援等に係る各種ガイドラインの比較について」があわせて公表されました。

**厚生労働省** 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン(仮題)の基本的考え方

<https://www.mhlw.go.jp/content/000635753.pdf>

**厚生労働省** 意思決定支援等に係る各種ガイドラインの比較について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634918.pdf>